

しては、第百十三条の四におきまして、危険区分ごとに定めること、それから各組合の当該保険にかかわる危険率を基礎とし保険収支の均衡をはかり得るように定めること、及び再保険料率を下つてはならないことの三点を法定いたしました。このうち第二点の中核をなす要件であります。特に第三点を法定いたしましたのは、元受保険料率は危険集団の大きさが再保険の場合よりも小さいため、料率設定にあつて安全率のウェイトを高くする必要があることから当然再保険料率よりも高く定めなければならないためでございます。

第二点は、再保険料率の算定基準を法定したことでございます。現行法におきましては、再保険料率は純保険料率と同率とすると規定されているのでありますが、本来、再保険と元受保険とは危険分散の範囲を異にしており、また、元受の段階において保険収支が均衡するように純保険料率を定め、この純保険料率をそのまま再保険料率として適用いたしますと、再保険料が若干取り過ぎとなる結果を生ずるのでございます。従つて、再保険料率は原則として元受純保険料率と切り離して定めることとしたしまして、その算定基準も元受保険料率とは別個に法定することとしたしました。ただし、満期保険の積み立て部分は全額再保険であり、また特殊保険は性質上厳密な保険理論の適用は困難でございますので、これらについては、従前通り再保険料率は純保険料率と同率とすることとしたしております。普通損害保険の再保険料率は第百十七条第一項に規定しております、すなわち、普通損害

保険の再保険料率は異常危険部分に

対応する部分の率と通常危険部分に対応する部分の率とを合計した率とするものと、そのそれぞれにつきまして算定基準を明示いたしました。まず、異常危険部分に対応する部分の率は、一定年間に於ける各年の組合ごと及びトシ数区分ごとの台風その他の異常な天候現象による危険率のうち、標準危険率を超えるものの、その越える部分の率、すなわち異常危険率を基礎として農林大臣が組合ごと及びトシ数区分ごとに定めるものでございます。ここに一定年間と申しますのは、台風等の損害一週期性を考慮いたしまして、料率算定の日の属する年度の三年前の年度からさかのぼつて十年間とする予定でございます。ただし、改正法施行後、当初に定める再保険料率につきましては、資料の制約から九年間とする予定でございます。また標準危険率と申しますのは、発生頻度から見まして異常と考へられる部分の率と通常と考へられる部分の率とを区分する標準となる危険率の意味でございます。農林大臣がトシ数区分ごとに定めるものでありますが、各トシ数区分ごとにそれぞれ発生頻度九五%までの危険率を通常危険率とし、その他を異常危険率と定める予定でございます。なお異常危険率に対応する率を組合ごとに定めるものとしたしたのは、台風などの地域性を考慮したためでございます。また、トシ数区分ごとに定め、危険区分まで細分化して定めないこととしたしたのは、台風などの危険率が同一トシ数階層間における船質、設備等の危険区分を分類する他の要素によつて左右される度合いは比較的少ないと考へたためでございます。

いと考へたためでございます。

次に、通常危険率に対応する率は、前述の一定年間に於けるすべての組合の各年のトシ数区分ごとの危険率から異常危険率を控除した率を基礎として算定される全国平均の危険率を基準とし、これにトシ数区分間の調整を施したものを基礎といたしまして、危険区分ごとに農林大臣が定めることとしております。この場合、トシ数区分ごとの全国平均危険率を基準とすることとしたしたのは、異常危険率と異なる地域性をそれほど考慮する必要がなく、再保険本来の全国分散の建前に立つて料率を定めることが可能かつ適当と考へたためでございます。また全国平均の危険率にトシ数区分間の調整を施すこととしたのは、トシ数区分ごとの危険率を基準としつつも保険料の国庫負担を勘案して大型船、小型船間の自己負担の均衡をはかるためには、ある程度相互扶助の原理によりまして小型船の料率を大型船に転嫁する必要がありと考へたためでございます。満期保険の損害部分にかかわる再保険料率は、第百十七条第二項において、普通損害保険の再保険料率と同率とする旨を規定いたしております。

方及び漁業経営の階層差を考慮いたしますれば、このことは必ずしも合理的とは考へられませんが、国庫負担の方式を次のように改めることにいたしました次第であります。すなわち、まず異常危険は本来不可抗力的なものであり、また、その発生が負担能力の弱弱な小型船階層に特に多いことを考慮いたしまして、保険金額に再保険料率のうち異常危険率に対応する部分の率を乗じて得た額、すなわち異常危険に対応する純保険料の全額を国庫が負担することとしたしました。この部分の純保険料は異常危険の性格にかんがみ、組合員にかわり国が全額負担する趣旨でございます。この場合、異常部分の国庫負担を異常再保険料率によつて行なうこととし、異常純保険料率によつて行なわれないこととしているのは、異常再保険料率は組合ごとに定められる結果、これをそのまま異常純保険料率と見なすことが可能であると考へたためでございます。

次に、通常危険率に対応する純保険料については、原則として保険価額の五割に相当する保険金額に見合う通常部分の純保険料に対し、漁船の対象に応じて最高百分の六十から百分の四十までの割合を乗じて得た額を国庫が負担することとし、小型船に対する国庫負担を従来よりも増額する措置を講じたのであります。以上の措置によりまして、危険率を基礎として純保険料率を定めることに伴う小型船の料率の上昇に対応いたしました、保険加入の促進に資することとしたのでございます。なお、五トシ未満の動力船について、附則で当分の間通常危険率に対応する純保険料の国庫負担率を百分の六十とするにいたしましたしておりますが、これは百分の五十五の国庫負担率では自己負担の軽減は困難であり、また、この階層は沿岸漁業振興の主要な手として特に育成する必要があるもので、当分の間、無動力船並みに百分の六十の国庫負担率を適用することとしたのでございます。

国庫負担の改善に関する第二の改正点は、義務付保等以外の場合について、新たに、一定要件のもとに保険料の国庫負担を行なう道を開いたこととでございます。今次の改正による料率体系の合理化に伴ひまして、小型船の料率は相当程度引き上げになりました。め、義務付保等の場合については、前述の通り小型船に対する国庫負担の増額をはかり、自己負担の軽減の措置を講じたのであります。諸種の事情により、義務付保に必要な一定数の同意が得られない場合には、小型船の自己負担が増加し、保険加入の障害となることが懸念されるわけでございます。従ひまして、このような場合に対応することとしたしまして、小型船の保険加入の促進に資するために、新たに加入区内の小型指定漁船、すなわち加入区内に根拠地を有し、年間六十日以上漁業に従事する二十トシ未満の動力船の二分の一以上かつ一定数以上が保険加入した場合について、義務付保の場合の二分の一に相当する額の保険料の国庫負担を行なうこととしたしました。第百三十九条二の新設の規定がそれでございますが、この場合の国庫負担の要件といたしましては、加入区内の小型指定漁船の二分の一以上かつ一定数以上が付保されている状態がなければならないわけであります、必ずしも

これらの漁船が一括して同時に付保されることを要するものではございません。また、この場合の一定数としては、一応現在義務付保が成立していない漁業協同組合の地区内の小型指定漁船の在籍船数が平均二十八隻程度であることを勘案いたしまして、その二分の一、つまり約十五隻程度と政令で規定する考えでございます。なお、本条の要件を具備する加入区内に住所を有する者が所有し、または当該加入区内に主たる根拠地を有する小型動力漁船及び無動力漁船は、小型指定漁船以外のものであっても国庫負担の対象となりますが、この点は義務付保の場合と同様でございます。

改正案の骨子の第三は、義務付保などの単位となる地区の範囲の明確化及び合理化をはかったことでございます。現行法におきましては、義務付保の成立及び運営にあたっては、漁業協同組合の果たすべき役割が大きい点にみえ、まして、漁業協同組合の地区をそのまま義務付保の単位とする地区としていくのでございまして、その結果、漁業協同組合の地区の変更などによりまして、対象地区の範囲が不明確となるおそれがあるほか、漁業協同組合の地区に重複がある場合、その地区が著しく広い場合、離島などのため、その地区内の交通が不便な場合、それから指定漁船所有者の数が著しく多い場合などには付保義務の発生が不円滑となるおそれもあるまいかと存じます。従って、これらの点を改善するために、対象地区は都道府県知事が指定することといたしまして、その確定をはかることにし、その指定にあたりましては、漁業協同組合の地区と一致

するように指定することを原則としつつも特別の事情がある場合は、農林大臣の認可を受けて漁業協同組合の地区の一部を対象地区として指定することができることとしたのでございます。なお、原則として、漁業協同組合の地区を指定地区とすることに伴いまして、漁業協同組合の地区に変更があった場合には、対象地区を変更することになります。対象地区の変更によりまして付保義務の消滅を来し、新たに付保義務発生手続を更新する必要を生ずることになりますので、現に付保義務発生手続が進行中の場合、付保義務発生後一年を経過していない場合など、政令で定める場合には、漁業協同組合の地区に変更があった場合でも、対象地区の変更を要しないものとして取り扱う考えでございます。

以上三点が本改正法案の骨子であります。このほか、次の諸点についてもあわせて改正を加えることとしてしております。

第一は、役員等に関する規定の整備であります。役員及び総代の任期が短期間であり、また、執行体制の確立の困難な向きも見受けられますので、その任期の延長をはかることとし、役員の責任体制を確立いたしました。組合運営の適正化に資するため、農業協同組合法等の規定にならまして、役員の実業義務及び賠償責任に関する規定を設けることとしたのでございます。

第二は、満期保険以外の保険についても、広く保険関係の承継または存続の道を開いたことでございます。現行法におきましては、漁船の譲渡があった場合には、承継人が組合員たる

資格を有しないときは、当該漁船にかかわる保険関係は、満期保険以外は承継できないものとしていたため、このような場合には、承継人が組合員資格を有している保険組合に新たに当該漁船を付保する必要があるとして、その新たに付保するまでの間において、一時的に無保険状態を生ずることとなつて、取引の実情に適しないのでございます。従って、満期保険以外の保険についても、広く保険関係の承継の道を開くこととしたのでございます。同様の趣旨によりまして、組合員が、住所または主たる根拠地の移転により、組合員たる資格を喪失したため組合を脱退した場合にも、広く保険関係の存続を認めることとしてしております。

第三は、組合の経理の明瞭化及び適正化をはかるため、保険事業の種類に応じて経理を区分して、別会計とすることとしたのでございます。ただし、業務の執行にかかわる収入及び支出につきましては、その支出面を保険事業の種類ごとに区分することが困難であるという事情があり、また、特に普通保険会計において一括経理することとしたのでございます。

第四は、付保義務の消滅に関する規定の改正であります。従来、付保義務は、一たん発生すれば、指定漁船所有者の一定数が付保義務の消滅に関する同意をした場合を除きまして、特別の事情のない限り、永久に継続するとしていたものであります。時の経過に伴って、付保義務の発生に関する同意をした者が変更することを考慮いたしまして、四年ごとに付保義務が消滅す

るものとしたしまして、付保義務発生に関する手続を四年ごとに更新することによりまして、義務付保制度の運営の適正化をはかることとしたことがおもな改正点でございます。

第五は、再保険料の延滞金に関する規定を新設したことでございます。従来、再保険料の納入遅延は、本法には規定しておらず、遅延した場合には、民法法定利息年五分による遅延利息を徴していたわけでありましたが、今回これを法定するとともに、適正な遅延利息を徴取することができるとして、国の債権の管理の適正化をはかろうとするものでございます。

以上で、本法律案の概要と趣旨についての補足説明を終る次第でございます。

○委員長(堀本宣実君) 本件に対し、御質疑のある方は順次御発言を願います。

○秋山俊一郎君 この法律案のうちで、再保険料の納入が遅延した場合に、延滞金を取るという規定がここにできたのでありますが、これは延滞利息というものを政令で割合をきめるといふふうに規定にあるものでございまして、どれくらいにきめるつもりでございますか。

○政府委員(高橋泰彦君) ただいまの御質問は、再保険料の延滞利息はどの程度上がるかということでございますが、先ほど御説明いたしましたように、現在の再保険料の納入のおくれまゝ場合は、特にきめられておらず、民法法定利息の年五分による延滞金を徴しているものでありますが、これをある程度引き上げたいとは考えております。ただ、一挙にこれを引き上げます

と、漁船保険組合の経理上にもいろいろ問題もあるようでございまして、考え方といたしましては、まあ若干の引き上げという考え方をたてたまま考えておるわけでございまして、ただいまの時点におきましては、漁船保険の具体的な数字につきましては、漁船保険課長から一つお答えさせていただきます。

○説明員(杉田隆治君) この延滞利息につきましては、今、大蔵省と折衝の段階でございまして、大体大蔵省の了解を得た程度の数字でございますが、一応申し上げると、債権管理法に基づきますと日歩二銭四厘ということになるのでございまして、大体この二銭四厘を最高の限度としまして、また、先ほど次長からお答えいたしましたように、一挙に上げるといふことは困難な情勢もございまして、一応三年計画で、二銭四厘の利息の線まで上げていくというふうなことで、大蔵省の一応了解を得ております。そうしますと、第一年度は、従来五分のものが六分二厘五毛になります。第二年度は七分五厘、第三年度は八分七厘六毛というふうなことになるわけでございまして、大体以上でございます。

○秋山俊一郎君 この従来五分という延滞金といたしまして、延滞利息といふんですか、その程度であれば、まだどうにかしんばうができるのであります。が、大体保険の内容を見ますと、百トン以上の比較的大型の漁船になります。船価も非常に高くなっておりますので、従来組合の保険、すなわち政府のやつております漁船保険——漁船損害補償法による保険に加入して、さらにまた民間の会社の保険にも

入らないと、たとえば一億五、六千万円もするような船、最近は一億五、六千万の船だとかいうような船ができて、大きい金額になる。大体政府で取っており、保険金額は七千万円か八千万円というものが大かた限度になつておつて、それ以上のものは民間の保険につけるというふうなことになる。民間では小型の漁船は保険に取りませんけれども、大型のはどしどし取る。そうして大型の保険につきましても、民間では分割払いを認めておる。最初加入しまして、その四分の一あるいは半額なら半額というものを納めておきますと、あとの半分は二回なり三回なりに、漁をして帰ってきたたびにそのうちから保険料を納めていくというふうな分割払いをして、そうして保険をかける人たちは、被保険者に非常に便宜をはかつておるわけであり、のみならず、また保険会社といたしましては、保険に加入しておりますと、いろいろな面で金融もつけてやるといふような魅力のある点で、この保険を吸収しようとしておるのであります。保険料率からいいますと、組合の保険料率は安いけれども、組合の保険だけでは全額かけることができないから、二つにまたがってかける。あるいはもうめんどうだから、いっそのこと組合のをやめて、会社にかけた方が何かと便利がある、一べんに払わなくてもいいからというふうなことで、最近大型船がだんだん組合から離れていくという傾向があるんです。これは先ほどもお話のありましたように、保険組合の経理状態から見ますというと、小

さい小型漁船をたくさん取りましても、一こうこれは経理上うまみはない。非常に金額が小さいために、手数料ばかりかかつて、実際は組合としてはあまり利益がない。そうしてその経理をどうしておるかという、大型船は事故も少ないし、大型船をよけい取りますという、組合は非常に黒字で工合がいい。言いかえれば、大型船の保険料でもって小型船がある程度カバーされているといつたような状態の経理に今なつておるんです。それが漸次大型船が組合から離れていって、民間会社に入るといふことは、これは保険料からいふと、被保険者は損でありますけれども、そのほか分割払いであるとか、あるいは金融の面であるとか、何か便利がある。あるいはリベートがあるとかいふようなことで、漸次組合から離れていくという傾向が、だんだん見られてくるようになり、またそこで私どもとしては、政府の再保険につきましても、将来というか近いうちに、大型船については、分割払いをある程度認めてはどうかというふうなことを考へておる。この点は水産庁としては、どういふふうな考へておられますか。中には先ほどの言葉のうちにありましたが、分割払いを認めると、どうもその保険料が入りにくくて、経理に困るということがあります。たけれども、これは本来認めていないのを考へるから困るのであつて、もう法律でもってそれを認めれば、その心配はないことになる。ことにまた私どもの考へでは、ごく小さなものについての分割払いは、ちよつと考へにやならぬ点もあるかと思ひますが、百トン以上の船についての分割払いとなり

ますと、そうその危険はない。そうしてむしろその加入者をふやしていく方が有利じゃないか、保険の面からいっても有利じゃないか、こういうふうな考へたのですが、当局はどういうふうな考へを持っておられますか。

○政府委員(高橋泰彦君) これは現行制度でもさうでございしますが、今度の改正にあたりまして、御指摘の分割払いの制度をどうするかというふうなのが、かなり重要なポイントであらうかと思ひますので、まず、その分割払いの現況について、若干御説明しておいた方が御審議によからうと思ひますので、その点も若干説明させていただきます。

一般的に概況につきましては、ただいま秋山委員の御指摘になつた通りでございますが、若干事務的に説明させていただきますと、一部の大型漁船などにつきましては、保険料が御指摘のようになつて多額に上ります関係で、これは現在漁船保険組合の定款で定めておるわけでございますが、現状を見ますと、定款で三回以内の分割払いを実施している組合が多いようでございます。そこで、この三十三年度あたりの決算を拝見いたしますと、過年度の未収保険料は約一億四千万円あるわけですが、このうち倒産とか転業、住所不明といったような理由によりまする回収不能と思われるものは、約二千七百万円程度というふうな推定されておりますので、未収保険料の発生原因は分割払いであらうというふうな一応考へられるわけでございます。従ひまして、組合の経理上の問題もありまして、実はできるだけ分割払いは廃止するやうな方向で指導したい

と考へておりますし、この漁船保険に關します調査会の御意見も、大体そういうことのように承つておるのであります。しかし、御指摘のように、民間保険との関係もございします。で、今直ちにこれを廃止することは、やはり御指摘のように困難ではないかと考へておるわけでございます。それが大体分割払いの現状でございます。それが、ただ分割払いはできるだけ廃止する方向で考へたいと申し上げました。今これを今度の改正にあたりまして、分割払いをしてはいけないということをして法制化してはどうだといふやうな御意見もあつたわけでございます。が、しかし、そのようなことは今の段階では諸般の情勢も考へまして、まだ実態としては無理であらう。ただ、これにつきましては、現在の分割払いが、若干、現行法でそれでは真正面から認めていくかどうかという点についても、若干法制的な疑義もないわけではございませんが、しかしこれもまた、はっきり違法ということも解釈上どうかと思ふ点がありますので、結論としては、この問題につきましては法制化することを避けまして、指導方針として漸次少なくしていくという方向で善処して参りたい、こういうふうな考へておる次第でございます。

○秋山俊一郎君 そういふ御意見は前々から私も承つておるのですが、今の法律上は分割払いは認めておりません。けれども各組合が、組合員の実情をよく見ますという、一べんに全部の保険料を取り立てるといふことになりまして、結局、民間保険の方に逃げてしまふ、これはどうもせつなく組合を作つ

て、そこでやうな保険を弱体化させるから、定款である程度の分割を認めておる、しかも、この定款というものは農林大臣の認可を受けてやうなわけですね。だからしてまあ政府はある程度認めておる。しかし、法律では認めてないというの、いわゆる再保険の納入を一気にすれば、組合が分割払いをしていくことは、分割して納入をさしていることは、まあまあ認めよう、こゝういふやうな気持ちだと思ふのです。そこで、組合といたしまして、政府に納めるのは全額一べんに納めなければならぬ、そうして被保険者から取る分は三べんなら三べんに取るという、その一回分は取りましてもあとの二回分というものは、組合が立てかえをしなければならぬ、こゝういふ格好に現在なつておるわけですね。そこで、その金額もある程度かさまりますが、その立てかえていく分は、この法律によりまして金利がついてくるわけですね。今までは年五分の程度のいわゆる非常に低い民事法定利息というところでできておつたやうでありますけれども、今度は、今お話のように、二銭四厘まで取つていこうということになります。今度、組合は非常に困つたことになる、そうすると、組合としては分割払いはできるだけお断りするといふことになりまして、そうするとその分は民間へ逃げていく、こゝういふ結果が出てくるのです。そこで痛しかゆしのところもありまして、その危険度、危険率というものをよく考へなければならぬけれども、だんだん大型船になりますと危険の率は少なくなつてくる。そこで、ただ漁業の経営状態、あるいは漁協の状態等によりま

また、大蔵省との折衝によって、何もこれは延滞利息をよけい取ったからといって、国家の収入として大したことじゃないのですが、そういう意味でもって、この延滞利息というものはそんなに高くしないようにということ

ます。

○東隆君 私は、秋山さんのと少し反対のような質問になると思いますが、組合は地域組合と業態組合とに分けておられるわけですね、それで、業態組合の方は、私は大型船が多いと思うのです。それから、地域組合は小型船が多いと思います。そこで、この漁船損害補償法というのは、私は、小型船のようなものに対して損害を補償すること、これは前提に置いてやっているものではないかと、こう考えるのですが、この点はどうかですか。

○政府委員(高橋泰彦君) この漁船損害補償法は、特に国の費用においてこの事業の円滑な発展を援助いたしておるわけですが、その国の財政的な裏打ちで御援助を申し上げる趣旨は、御指摘のように、主として小型漁船のたゞいまの経済状態から見まして、それにつきまして費用の軽減をはかるという趣旨で国が御援助申し上げておる、このように理解して参っております。

○東隆君 そこで私は、この組合の種類及び区域をどういうふうに分けたのか、非常に性質の異なるものだから、こういうふうにおやりになったのだらうと、こう理解するのですけれども、しかし、地域組合が都道府県の区域を原則にしておられるわけですね。従って、これくらい大きい区域でありますから、協同組合の船も地域組合の中に入れて、そうして保険の対象にすべき筋合いのものではないかと、こういう考え方を持ったわけですが、それをことさらに二つに分けた理由、これはどういふところにあるのですか。

○政府委員(高橋泰彦君) お答え申し

上げます。まず現状の若干の御説明と、それに関するたゞいまの御質疑の答えをいたしたいと思ひます。現行法におきまして、保険組合には、御指摘のように、地域組合と業態組合の二つがあるわけですが、この地域組合の方は、御指摘のように、県単位でございまして、ただ兵庫県は、御存じのように、日本海と瀬戸内海と二つあること、それから北海道におきましては、あまりにも広過ぎますので若干違つておりますが、原則としては県単位に設立されておるわけでございます。それから業態別組合の方は、特定の漁業種類について設立が認められておるものでありまして、この問題につきましても、競合などの問題も若干ございまして、いろいろ配慮しておるわけでございますが、現行法は、地域組合または業態組合のいずれか一方の保険の目的となつておる漁船は他の組合の保険の目的とはなり得ないというふうなことを防止するような措置を講じておるわけでございます。ただいまのところ、地域組合は業態別組合に比較して財務の内容が多少劣るようございまして、しかし一方、業態別組合の方が、漁業種類の制限を緩和していただいたという希望も出ておりますので、御指摘のように、地域組合のシステムでいくか、業態別組合のシステムでいくかという問題につきましても、慎重に検討いたしております。これは、漁業協同組合におきましても、地域単位のいわゆる地域漁業協同組合と、業種別の漁業協同組合があるというように、やはり水産業の現状は、かなり階層別に、職能別に分化いたしておりますので、そのような業者を対象といたしまして保険組合を考へて参ります場合に、やはり地域の単位の保険組合と業種別の保険組合との二本建てでいくのが、実態としては一番よいやり方ではないかというふうな考へておる次第でございます。

○千田正君 関連して。今の東委員の御質問に対するお答えを聞いていますと、業種別に加入しているのは、今度地区別のやつにはダブつて加入することはいいないわけですか。

○政府委員(高橋泰彦君) その通りでございます。

○東隆君 今お答えになった点で不審に考へるのは、片方の営利保険の方にかけることもこれは可能だと、業態組合ですが、その場合のものだろうと思ふのですが、大型の船は保険会社にかけるのもよろしと、それから一部分は地域のなにかけてもいいと、ただし、地域組合とそれから業態組合は、これはダブつてはいけない、こういうことなんでしょうが、これは何か少し金融的なもの、そういうふうな面だのなんだの、いろいろ考へたことだのいろいろ考へたことだの、そういうふうな面だの、私がかへて業態組合の者が地域組合に加入をして、そうして一本の形になった場合に、そのうちのある者が営業保険の方にかける、こういううんた話はわかるんですけれども、こういうふうに分けて、そうして一つのものは、営利会社の方、これは差しかえなないと、こういうのだったら何だか非常に矛盾したような形になっておるように思ひますが、これはどうなんですか、このところは。

○政府委員(高橋泰彦君) 先ほど秋山

委員からも実態の御指摘がございまして、実は大型漁船につきましては、漁船保険組合の方の保険に入ると同時に、民間の保険に入っているのが実情でございます。そのことはまた私どもの方で別段これを制限する等の措置は講じておりません。ただ保険組合というものを考へる場合に、これは漁業の実態からも来るわけでございますが、ある一つの漁業者の集団を把握して、漁船について何らかの集団的な措置を講じていく場合に、現在のカツオ、マグロ等の実態を拝見いたしますと、なかなかこれを地域団体としてこれを一括することが実態上非常に困難でございまして、その点はむしろカツオ、マグロというものをつかまえました、その一団の漁船について漁船保険をかけていきます方がより実態的のよう考へられております。しかしながら、保険の業務といたしましては、その性質上いずれか一方の方に入るといふことにしていただいた方がいろいろな調整上都合がよいと思ひますので、さうな措置をとつておる次第でございます。

○東隆君 私はよくわかるのですけれども、小型の漁船の加入の割合が悪く、こういうお話がありましたし、それからそれの方は地域組合の方が中心だと、こういう問題になりますと、これは地域組合を強化しなきゃいかぬと、強化をする場合にはやはり保険の対象になる船が地域組合の中にたくさん入つてもらつた方がこれはいいと思ふのです。その形でもって進むべきではないかと思ふのですが、それから業態の組合でみんなカツオ、マグロのなんの遠洋の問題なんかをお考

えのようですけれども、しかし、その船といへども船籍はちゃんと一定のところにあるのじゃないかと思ふのです。が、そうするとその地域のものに入つても差しかえないのじゃないか。ことさらに分けておるより、地域組合の中にも計算を分けてやればいいので、それをことさらに分けるものだからどういふことになるかという、漁船損害補償法という、私はこれの実態は協同組合だろうと思ふのです、この法人の性格というものは、それは非常に変なものになってくるわけですから、だから私は漁船損害補償法によるところの組合は、国家がそれに対して補償をするという意味を十分に考へてくる地域のものの中に入れて。しかもカツオ、マグロのものは協同組合を組織しているものが多いのですから、そうするとその形でもってやればいい。それから企業の方、株式会社やなんかでもってやつておる場合には、これは協同組合の中に入つてくるのは一つの違法だと思ふのです。だから、そういうものについては営利会社の保険に入るとか、そういうような態度をとつて、そうして協同組合としての資格を持つておる組合ですね、これを共同組合というふうな、そういう意味を持つておるものを強化していくと、そういう考へ方をとるべきではないか、まあそういうことを考へるわけですから質問をしたのです。

○政府委員(高橋泰彦君) 筋は御指摘の通りです。ただ多少誤解があるようにも聞き取れたのですが、まず現状を御説明いたしますと、たとえば御指摘のカツオ、マグロ漁船が地域の保険組合に加入するか、職能別の保険組合に

加入するかは自由でありまして、いずれに加入してもけっこうでございます。従いまして、もし地域集団としてまとまる方が漁業者にとってベターであるときには、おおむね地域の方の漁船保険の組合に加入していただくようでございます。ただ、ある程度水揚げ地その他の関係で御承知のように必ずしもその当該県にだけおられないような漁船も相当ございますので、そういうところまで発展して参りますと、これは当該漁業者と申しますか、業態でまとまった方が事務的にベターだという場合があるかと思いますが、しかしながら、いずれにしても、いずれの組合に加入するかは本人の自由といたしております。

それから小型船の問題についての御指摘でございますが、御指摘のように小型船の加入率が必ずしも十全ではございませんので、今後の改正もいろいろな角度から小型漁船の加入を促進させていくというものが改正の趣旨でございます。

それからおのずから漁船保険組合にも階層的な限度があるのではないかと、御指摘でございますが、私どもも全くそのように考えております。やはりおのずからこの漁船保険組合制度を利用してやっていくためには、国の相当の財政的負担もございまして、の相当資本的な発展を遂げた経営体については、むしろ一般の保険会社のベースでいくべきであって、漁船保険組合に無条件で入ってくるということもいかかと思われまして、ただ先ほど秋山委員の御指摘のように、一体それは何トンくらいを限度とすべきかということについては、いろいろと御論議があ

るわけでございますが、ただ私どもとしては、やはり限度があるべきだ。たとえば、具体的な数字を申し上げて申しわけないのですが、たとえば一万トンのクラスの漁船が入るといふことは、これはやはり考えるべきではなくて、おのずからそこには一定の限度があるというところについては御指摘の通りだというふうに考えております。

○委員長(堀本宜実君) 速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(堀本宜実君) 速記をつけて。
ここでしばらく休憩をいたしまして、午後は一時半から再開をいたします。

午後零時十二分休憩

午後一時五十四分開会
○委員長(堀本宜実君) 午前に引き続き委員会を再開いたします。

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案につきましては、二月二十三日に提案理由の説明を聴取いたしました。まず補足説明を求めます。

○政府委員(坂村吉正君) それでは農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案につきまして補足的な説明を申し上げます。

まず第一点の資本金の増額に關して申し上げますと、昭和三十五年におきまして、土地改良資金百七十三億六千万円、このうち三分五厘の資金が九十一億円でございます。自作農資金百三十億円、林業資金が四十三億八千万円、漁業関係の資金が四十一億九千万円、共同利用施設が三十一億五千万円等総額で五百十七億円であります。これ

を前年度の四百三十二億に比較いたしますと、八十五億円の増加となっております。増額いたしましたおもなものは土地改良資金が三十一億二千二百万円、このうち三分五厘資金が二十八億円でございまして、それから自作農資金が三十億円で、さらに三十五年から新たに貸付されることとなりました果樹園の造成資金が五億円というようなものもおもなものであります。

三十五年度におきまして総額五百十七億の貸付を行ないますための原資をいたしましては、まず政府からの出資金が七十七億円で、これは前年度と同じでございます。資金運用部等からの借入金金が二百五十八億円で、これは前年度よりも四十三億円の増でございます。

それから回収金が百五十四億円で、これは前年度に比しまして三十四億円の増、合計四百八十九億円となっております。出資金七十七億円のうち七十億円は産業投資特別会計からの出資金であります。残りの七億円は国有林野特別会計の剰余金のうち一般会計に繰り入れられたものの一部を、さらに一般会計から公庫に出資されるものであります。公庫の造林事業のための貸付の原資に充てられるものであります。

以上の通り政府が一般会計及び産投会計から七十七億円を出資することになっておりますので、現行資本金に關する公庫法第四條の規定を改正することとしたのであります。

次に、第二点の貸付金の回収等業務の円滑化をはかりましたための郵便振替貯金または農林中央金庫、もしくは銀行への預金について申し上げます。農林漁業金融公庫は、三十三年度以来着々支店の設置を行なつて参りました

が、三十五年度における三支店の新設を含めまして全国に八カ所の支店、これは札幌、仙台、京都、岡山、福岡と前記の三支店及び一營業部、これは東京でございます。このような支店設置に伴ないまして、その貸付も従来の委託貸付から順次公庫支店を通ずる直接貸しに切りかえて参つていっているものであります。ところが、このようにして公庫が直接貸し付けた資金の回収方法は現行の公庫法によりまして、日銀またはその代理店、これは全国で五百五十店ほどでございますが、この代理店を通じて回収するのは方法がございまして、著しく不便であるばかりでなく、借入者に対しても非常に不便をおかけしているものであります。この点を考慮いたしまして、ほかの公庫の例にならしまして、新たに郵便振替貯金による返済の道を開くほか、同様の趣旨から農林中金あるいは銀行に預金口座を設けまして、借入者がこれら農林中金または銀行の預金口座に払い込むことによりまして、公庫に返済する道を開くこととしたのであります。

なお、この点に關しまして、本法律案の附則第二項で、郵便振替貯金法の一部を改正いたしまして、郵便振替貯金における公庫への償還金の取り扱いを公金並みの取り扱い、たとえば取り扱い料金については、金額の多少にかかわらず、一件当たり十五円というような扱いとすることとしたしております。

最後に、第三点の土地改良資金の据置期間の延長について申し上げます。と、現在据置期間は、公庫法上最長五年と定められております。しかし、公庫

の土地改良資金のうち、都道府県営の土地改良事業に対し、補助残融資として貸し付けられます資金につきまして、現在都道府県営土地改良事業の完成が、補助金の交付状況などからして着工後平均約七年かかっているにもかかわらず、その据置期間は五年と定められております関係上、まだ工事が完成しない前に公庫からの借入金を返済しなければならない事態も発生することとなつていっているものであります。以上のような実情から、据置期間はこれをさらに二年延長いたしました七年とする必要があるのであります。

以上がこの法律案の改正案を提出いたしましたおもな内容でございます。○委員長(堀本宜実君) 本件に対し御質疑のおありの方は順次御発言を願いたいと存じます。

○森八三三君 今の御説明の、今回の法律の改正に直接のことではありませんが、災害等の場合に、公庫を通じていろいろな資金が出る、あるいは政府利子補給の資金が出るというような形態が行なわれておるわけであります。が、借り受ける農林漁業者は、その経済が一つですから、自作農創設資金、あるいは天災融資資金だ、あるいは施設の復旧資金だというようなことで、いろいろな手続をしなければならぬという繁雑な、昨年の伊勢湾台風の結果から見ましても、痛切に考えられるわけですが、こういうことについて、公庫で、そういうような災害の場合に対象となる農家に、そういう用途別、目的別の資金を一括して貸すような道を考えるというふうなことの御研究がございませうか。実際これは、期日にぶつかると非常に手続が煩瑣で

困っておるのです。もちろん、資金の内容には長期のものあれば短期のものもあるというふうですから、例をあげれば、一農家に対して五十万なら五十万というものを貸して、そのうちの幾らは何年のものであり、幾らは何年のものであるというふうに分けておけば、それで目的を達成すると思うのですが、そんなことをお考えになったことがあるのか、その辺いかがでしょう。

○政府委員(坂村吉正君) ただいまの御質問は非常にこもった御質問でございまして、私たちも、農林金融をいろいろ扱っております場合に、いろいろのルートからいろいろの制度が作られておるのでございまして、借り受ける農民の立場となった場合には、できるだけ簡略にして、しかも窓口はなるべく一本にまとめた方がいいというふうな感じはいたしておるのであります。現実問題といたしまして、災害等の場合には、金融の措置が講じられますのは、農林漁業金融公庫からいきます災害資金と、それからあとは天災融資法による災害資金、この二つの筋が大きな筋だろと思っておりますが、ございまして、いづれも、実際問題といたしましては協同組合を通じて流れているというふうな形でございまして、その点は、農民といたしましては、窓口としては大体協同組合へ行けば金が借りられるのだというふうなことで、その窓口の点においては不便はそれほどないのじゃないか。こういうふうな感じはいたします。ただ、手続の問題につきましては、仰せのように非常に複雑なものがございまして、特に自作農創設資金なんかを借り入れます場合におきましては非常に厄介な手続

があるものでございまして、この点につきましては、昨年の伊勢湾台風の場合におきまして、できるだけそういう点を、借入者の便宜のために手続を簡素化するという制度を農林省としても講じておりますし、それから公庫におきまして、運用の上からいって、できるだけ簡素化してこういうふうな線で今までも実行いたしましたし、また今後もうそういう線ですますし、検討して改善して参りたい、こういうふうなことで考えております。

○森八三三君 今のお話で、御研究願うということですが、さらにその貸し出し手続を簡素化するというようなことで一件お伺いしたいのは、自作農創設資金の原則は、担保を徴せずにくというのが原則と思いますが、実際問題としては、所有の土地を担保にして借り受ける場合が相当に多い。そこで、担保貸しの評価について、現実にはほんとうの山村でございすればそういう場合はないかと思ひますが、平坦部においては、どこへ参りましても、一反歩二十万円、三十万円というふうな価値を持っておる地帯が多いと思うのです。ところが、その対象になる評価については、非常に実態とかけ離れた低い評価よりしていただけない。そこで、わずかに五万円か六万円借りるのに、二反も三反も担保に提供する手続をしなければいかぬという問題があるのですが、こういう評価について、実際に即するような再検討ということはお考えになったことがあるのかないのか。今後はどういふような運びをされようとするのか。その辺いかがですか。

○政府委員(坂村吉正君) 農林漁業金融公庫から自作農資金を貸し付けます場合におきましては、御承知のように、担保を取るのか、あるいは保証人を要するというようなことに相なっておるのでございまして、その担保の実際の履行上、いろいろ農地の価格についての問題がある。こういう御質問でございまして、この点は、やはり借り入れる者が災害を受けている者、あるいは農地を手放さなければいかぬというふうな事態に立ち至っておる農民でございまして、十分そういう点を考えなければいかぬというふうなことを考へておられますけれども、これを、あまりその担保の価格に融通を持たないような運用がございまして、農地の価格、いわゆる農地制度の方にも非常に関連して参りますので、そこら辺の運用は、そういう面も一面やぱり考へて、そうしていかなければいかぬじゃないかというふうなことを考へております。

○森八三三君 もちろん農地制度の關係はありますが、実際に現行に行なわれておる実態というものは、これはまきり問題にならぬ。非常に厳格といいますが、昔の評価そのままですと、いらつしやるところが、事実はどうぞ進行しておる。あまりにもその間の遊離がひど過ぎると思ふので、それから、農地制度をそのままにしておくとひび入るというのじゃないに、実際の経済の動きとして存在している現実を無視したという姿です。これをもう少し考へる必要があると思ふのですが、もちろんそういうことによつて、あるいは固定資産税の方の、税金の方へはね返ってくるという危険もないではございませぬから、単純にはい

きませんが、現行の公庫で認定されておる限度というものは、あまりにも現実離れが過ぎているという感じを持つのですが、そういうことの御検討はあるのかないのか。どうなんでしょうか。

○政府委員(坂村吉正君) 非常に詳細な末端のところまで私たちが今のところまだ調査いたしますが、存じ上げませんので、まことに申しわけございませぬが今申しましたように担保を取ります場合に、農地の価格というものは農地制度にも関係いたしますし、税金等にも関係いたしますので非常に慎重に考へなければいかぬということに考へておりますが、一面そこで担保で間に合わないような場合には保証人というふうな制度もあるものでございまして、いろいろあれこれ運用いたしましたし目的を達するといふふうなやうにいたただければ非常に穏やかじゃないかというふうな感じがいたしております。

○櫻井志郎君 今の坂村局長の説明では、都道府県営の土地改良事業が平均七カ年かかる。平均七カ年かかるから据置期間を七カ年にする必要がある、従つて現行法の五年を七年に延ばしたい、こういう説明でしたが、平均七カ年かかるという点については、私も多少疑問もあるのですが、かりに平均七年と、こうしても、平均七年だから七カ年据置きにする必要があるのだ、これはちよつと私は議論にならぬのじゃないか。最高七カ年かかるから最高七年の据置期間というところなら理論的であるけれども、平均七年かかるというところは五年で終るものもあるが、十年かかるものもあり、十数年かかるものもある。そういうものについては、それじゃまだ経済効果を発

揮しない期間中の負担分の借り入れについての据置期間はどうかというふうにお考えになるのか。

○政府委員(坂村吉正君) 私、ただいま申し上げましたのは、平均七カ年かかる七年の据置期間にするということとを申し上げたものではございませぬで、おおむね七年でございませぬから、ですから七年の据置期間にしたと、こういう御説明を申し上げたはらずでございます。

○櫻井志郎君 まあ多少何か言葉じりみたいになりますけれども、趣旨としてはそれじゃどうですか。もっと長い年月のかかるものについてはもっと長い据置期間が必要であらう。が、しかし、改正法律案としては七カ年の据置期間だ、それについての理論的な考へ方というのはどうなんでしょうか。

○政府委員(坂村吉正君) この点は、結局補助残融資でございまして、その補助金をどうするかという問題とも一面関連して考へなければいかぬと思ふのでございまして、そういう点、今後補助金をできるだけ少なくしていくということでありまして、これは相当長期間やはり見えていかねばならぬということにも考へられますが、補助金と両々相待ちまして土地改良を完成していく、こういうことで考へていきました場合には、大体今までの実情を見ましておおむね七年度で終つておりますので、七年度で抑えていくと同時に、補助金の方もそれに応じて確保していくという態勢でいった方が事業の運営上いいのじゃないか、というふうな考へております。

○櫻井志郎君 何か非常に心強いよう

金で確保していくという坂村局長の答弁をそのまま正直に受け取りますと、七年以上かかる都道府県営の土地改良事業は今後なくいたしますと、こういうふうな了解してよろしいのですか。

○政府委員(坂村吉正君) 現実問題といたしまして、私は農地局長ではございませんので、今この場でそういうことを申し上げるのはどうかと思いますが、できるだけそういう方向で補助金につきましても長期間からないようになり、というふうな方向で補助金をつけていくというふうに進むべきじゃないだろうか、というふうな考えております。

○櫻井志郎君 所管の局長でないから、幾らだめ押しをしても希望したいになりますけれども、せっかく改正法律案としては据置期間を延長しようとしておる。延長するからには、この延長期間というものがまことに妥当適切な延長期間であることを立証する意味からいっても、今後の県営事業は長いものでも七カ年で完了するように農林省——あえて坂村局長に答弁を求めるわけじゃないけれども、農林省としてそういう方向に最大限の努力をする、そういう趣旨のもとに七カ年延長というふうな御提案なされた、こう了解してよろしいでしょうか。

○政府委員(坂村吉正君) そういう気持ちで今後も一生懸命努力をしたい、こう考えております。

○重政庸徳君 私はこの七カ年というものは意味がないように思う。それで、これは一つ農地局と相談して、今年度の予算で今着手しておるものが何カ年で完成するかということを示す数字を、表を一つ出してもらいたい。こ

の七カ年ということは、三十四年度、今年度から農林省は県営事業を七カ年に上げるといふ要求をしている。三十五年の予算もその通りなんです。ところが、それは要求だけで、結局その要求を満たしておらないのだ。そこへもって来て今言うおおむね七カ年に完成するから七カ年の据置期間をここで法律で定めるということ、私どもは将来、今までの行き方を考えてみると、やはり生産が上がってから償還に入ろうという考え方なんだから、それはいい考え方だ。だから、この点からいくとこの七カ年は大いに疑問がある。私はこれで、はあ、そうですかと、補助金と何とかと何とかという説明がありまして、納得するわけにいかない。それからもう一つ、この県営事業というのは、ただ県営事業をやったから直ちに農民がその事業に対する排水なり、あるいは用水の場合には水を享受するという便宜を得るものじゃない。その次に来たるいわゆる団体営事業を遂行して初めて農民はその利益を享受する。土地改良はそういう段階になっているのです。そういうことから言うてもこの七カ年というものは、生産が上がってから償還に入ろうという考え方は、いい考え方が意味をなしておらぬように私は思う。で、まあ経済局長はそういうことは自分は知らぬというふうな御答弁があるかも知れぬが、それはまあそれでいいが、一つ私が今要求したおおむね七カ年でできるかどうかというやつを出してもらいたい。

○政府委員(坂村吉正君) 重ねての御質問でございますが、今三十五年度におきまして都道府県営の事業の残事業数を見てもみますと、大体七カ年という残事業量になっているわけでございます。まあ、そういう状況でございます。三十五年の予算もその通りなんです。ところが、それは要求だけで、結局その要求を満たしておらないのだ。そこへもって来て今言うおおむね七カ年に完成するから七カ年の据置期間をここで法律で定めるということ、私どもは将来、今までの行き方を考えてみると、やはり生産が上がってから償還に入ろうという考え方なんだから、それはいい考え方だ。だから、この点からいくとこの七カ年は大いに疑問がある。私はこれで、はあ、そうですかと、補助金と何とかと何とかという説明がありまして、納得するわけにいかない。それからもう一つ、この県営事業というのは、ただ県営事業をやったから直ちに農民がその事業に対する排水なり、あるいは用水の場合には水を享受するという便宜を得るものじゃない。その次に来たるいわゆる団体営事業を遂行して初めて農民はその利益を享受する。土地改良はそういう段階になっているのです。そういうことから言うてもこの七カ年というものは、生産が上がってから償還に入ろうという考え方は、いい考え方が意味をなしておらぬように私は思う。で、まあ経済局長はそういうことは自分は知らぬというふうな御答弁があるかも知れぬが、それはまあそれでいいが、一つ私が今要求したおおむね七カ年でできるかどうかというやつを出してもらいたい。

○重政庸徳君 了承するわけにいかぬから経済局長は一つ、もう一べん重ねて申し上げますが、県営事業をやったのみで農民が直ちにその利益を享受するわけじゃないのです。それが終了したところから、結局それに次ぐ団体営事業として、団体営としての工事を遂行せなければ農民はその利益を享受できない、これが土地改良の今までのやっている段階なんです。そういう意味からしても、やはりおおむね七カ年で完了して、生産物による償還能力ができたときに償還に入るといふ考え方が根本的に誤っておるというように私は思うのです。それは間違いないのです。だから一つ、現在もうすでに十三年も四年もかかっておるものがある……。

○政府委員(坂村吉正君) まあ、こういう非常に今までの無理がありまして、むずかしい問題で、なかなか解決しなかった問題でございますが、一歩々々一つまあ踏み出しまして、そうして実態に合わせるように一つ持っていくたい、こういう工合に考えております。

○東隆君 農林漁業金融公庫法の第二十五条の余裕金の運用等の規定の2項

です。公庫は、業務に係る現金を国庫以外に預託してはならない。こういうのと、改正の第二十六条の第2項で、今度は広げるわけですね。農林中金、振替、銀行、それは何か二十五条と二十六条の条文からいくとだいぶ矛盾したような感じがするのですが、このことを説明願います。

○政府委員(坂村吉正君) ただいま御質問の農林漁業金融公庫法第二十五条におきましては、非常に制限された金の運用方法が書いてあるのをごさいます。これを、先ほど申し上げましたように、実際の運用上からいきましたら、非常に不便でございます。それから借りた人からいしましては、不便でございます。その点を実情に合わせまして、その点を改正しよう、こういう考え方でございまして、これは中小企業金融公庫法等におきましても、これと同じような内容で、この例外規定といつてもいいと思うのでございまして、この例外で運用を認め、運用といつてもいいか、こういう支払いの方法は認める、こういう考え方でございまして、中小企業金融公庫法におきましても、第二十六条で余裕金の運用等という項がございまして、公庫は、左の方法による外、業務上の余裕金を運用してはならない。その2項に、「公庫は、業務に係る現金を国庫以外に預託してはならない」という条項があるのをごさいます。その例外規定として、第二十七条の2項に、「公庫は、業務を行うため必要があるときは、政令で定めるところにより、業務に係る現金を郵便振替貯金とし、又は銀行に預け入れることができる。この

例にならぬ限り運用上の便宜を考えたわけでございます。○東隆君 私は、農村金融の立場からいって、かえって公庫のまねをされない方が農村金融の筋を通す上において必要だと思っております。商業関係は銀行を主として使っておるわけですから、中小金融公庫、あるいは商工中金、これなんかの動き方というのは私は非常に少ないと思っております。ところが、農村に關する限り、漁村に關する限り、協同組合金融というものが主になつておるわけですね。だから、農林中金を上げられるのは私はわかるけれども、銀行を中に入れて、そうして便宜をはかることは私はかえって問題を遊離化——農村金融がせつかく一本化しているんじゃないか、こういう心配があるわけですね。それで、かえって公庫の方に便宜を与えることによつて、当然農村関係の方に預託されなければならぬものが銀行の方面に流れていく、そうして、しかも銀行の方面では低利の資金を預かるのですから、そちらの方では大へん都合がいいかも知れません。それで、かえってこの道を狭めておいた方がいんじゃないかと思つております。銀行をかえって切つた方がいんじゃないか、逆に、銀行のかわりに都道府県の信用組合連合会を入れたらいいんじゃないか、こういうような感じがするのです。それは農村金融の系統的な、あるいは統一というものを考えて、特にそういう感じがするわけですね。商工金融の方は、もう今言う通り、金融機関が支離滅裂になつておるから、それでも非常に困つておるわ

けです。そういうまねをする必要はないと思う。この際、二十六条のもし二項を改正されたとするならば、私は銀行をかえって除かれたらいいのじやないか、こういう感じがするのですが、その点はどうか。

○政府委員(坂村吉正君) ただいまの問題は、先ほど御説明申し上げましたように、公庫の業務上の現金を預託するといふものでございまして、農民の金を預託するのではございせんので、公庫が、たとえば、実際自分の支店とか、あるいは本店とかに使っております業務上の金、たとえば、職員の給与に当たる金であるとか、そういうようなものがあるのではございまして、これを銀行等にも預けてもいい、こういう規定でございまして、今の御質問の御趣旨とはちょっと違ふのじやないかと思ひます。

○東隆君 普通、今までの二十五条でもってやれなかつたのですが、今のようないかと思ひます。

○政府委員(坂村吉正君) 今までの二十五条では、「公庫は、業務に係る現金を国庫以外に預託してはならない。」という事で、国庫だけに預けておつたわけでございまして、だから非常に不便でございまして、この点を実情に合うように便宜にしよう、こういうことでございまして。たとえば、農林金融公庫が有楽町にございまして、すぐそこに第一銀行があつたら、そこに俵給に払う金くらいは預けたらいいじやないか、こういうことでございまして。

○東隆君 これは各地に支店ができたから、従つて支店ができ、直接貸しをする、そういうようなことからこういう規定が必要になつてきたわけですか。

○政府委員(坂村吉正君) 支店ができまして直接貸しがふえたという関係で申し上げますと、むしろ系統送金をする、あるいは信連を通じて系統送金をするとか、郵便振替貯金をするとか、そういうようなものが、支店がふえて直接貸しがふえたということに基づくものでございまして、今の業務上の現金を預けるという問題は、それとはちょっと性格の違ふものでございまして、実際の公庫の日常の業務の運営上の問題でございまして。

○東隆君 これを少しそうすると限定をされないのですか。この「業務を行うための必要があるときは」というので、何か私はいまだに廣義に解釈ができ、そうにも思うのですが、この字句は、

○政府委員(坂村吉正君) これは政令で定めるといふようなことでございまして。政令でそういう点をよく限定をいたしまして、非常にあやふやでないように一つはつきりしたいといふふうに考えております。

○東隆君 その政令の案はお持ちですか。

○政府委員(坂村吉正君) これはまだ政府部内で相談のついた最終案ではございせんが、一応こういう内容を政令といたしましてはと考えております。業務にかかると現金の取り扱いにつきましては「公庫が法第二十六條第二項の規定により業務に係る現金を郵便振替貯金とし、又は農林中央金庫若しくは銀行に預け入れることができるのは、公庫があらかじめ主務大臣の承認を受けた事由がある場合とする。」それから「公庫が法第二十六條第二項の規定により業務に係る現金を農林中央金庫又は銀行に預け入れることができる

期間は、災害その他止むを得ない事由がある場合及び主務大臣が定める場合を除き、日を越えてはならない。」というように、こういう制限的な運用にいたしたいといふふうに考えております。

○東隆君 その業務上必要のといふのは、人件費だの何だのそういうまあ何というのですか、一応令達か何かされるようなそんな形で出るのですか。

○政府委員(坂村吉正君) 業務上必要な金といふのは、月給とか旅費とかそういうような、業務を執行する上に必要な金でございまして、それを、そういうものに限りまして政令で規定をしようといふふうに考えております。

○東隆君 そうすると、特に銀行なんかのために、特に何といひますか、利益になるようなそういうようなことは絶対起きないと、こういうことが言えますね。

○政府委員(坂村吉正君) その通りでございまして。

○仲原善一君 改正についてまあ三点ここにあげてありますが、そのうちの二番目の、直接貸付を拡充するための措置になつてゐると思ひますが、この直接貸付と、それから銀行など受託の機関を通じて貸し付けている額とどういふ現在比率になつておりますか。

○政府委員(坂村吉正君) これは累計総額が二百七十七億のうち、直接貸しものものが三十二億でございまして、ですから、今までは直接貸しといふものは非常に少なかつたのでございまして、今後支店も増設されましたので、この直接貸しの比率といふものは今よりも相当上がるのではないかと

うふうに考えております。

○仲原善一君 ただいまのお話で、大部分は直接貸付でない、ほかの金融機関を通じてということにならうかと思ひますが、銀行などは大体どの県でも指定になつてゐるわけですか、それとも特定の銀行に限つてあるわけですか。

○政府委員(坂村吉正君) その他の扱いで、大部分は中金の系統でございまして、銀行では地方銀行が大体その委託機関になつております。

○仲原善一君 特に銀行の場合に限つて、しばつてお尋ねしたいわけですが、けれども、かりにその銀行を通じて貸し付けた場合に、債務者の方が返済をしないような場合には、銀行の責任額といふものはあるわけですか、その場合に。

○政府委員(坂村吉正君) 銀行の責任額は二割でございまして。

○仲原善一君 そうしますと、まあ手数料と申しますか、銀行関係は公庫の方から、そういう事務を取り扱わせるための手数料といひますか、何かそういうものは払つてゐるわけですか。

○政府委員(坂村吉正君) 委託手数料を払つております。

○仲原善一君 その委託手数料といふのはどのくらいの金額になるのですか。

○政府委員(坂村吉正君) 一分から二分二厘の間でございまして。残高に依りましてその手数料は違ひますが、幅は一分から二分二厘の間でございまして。○仲原善一君 そこで問題になりますのは、金融公庫はいわゆるまあ政策金融を大いに推し進めていかねばならぬ立場ですね。銀行の立場から申しますと、これは必ずしもその公庫の意思通りに動かない、非常に債権確保の建前

で、要望のある資金についても自分のところで押えてしまふという実例を聞いているわけなんですけれども、そういう場合に問題になりますのは、結局まあ今の直接貸付を大いに拡充して、ほんとうの政策金融のやり方を、本質を發揮してもらへばいいわけですが、でも、今のお話の通りに、まあ非常にやつてゐる直接貸付の量が少ないわけですから、大部分は、特に銀行の場合にしまして、銀行の意思といふものと政府のまあ政策金融の趣旨といふものは合わない場合があるわけですね。

そういう場合について、どういふふうな指導を公庫を通じて銀行にやつておられるのか。全くその点は銀行にまかしてあるのか。ときどきそういうトラブルの問題が起きますので、方針を一つお伺ひしておきたいと思ひます。

○政府委員(坂村吉正君) 今まではそういう点で、政策金融として、必ずしも末端に行きました場合にはしつくりしないような点もないでなかつたと思ひます。いろいろ公庫の金融等につきましてはタッチをいたしておるの

でございまして、そういう点でできる限り政策金融として効果を發揮いたしますように、もちろんこれは金を貸すのでございまして、非常に無理に、あるいは県知事あるいは農林省が、こういう金を貸さないようなものに、どうしても貸さなければいかぬといふことで押しつけるわけには参りませんけれども、実情に依りまして政策金融の効果が現われますように指導して参つておるのでございまして、今

いは三年なり五年なりで果実がなつて返せるというふうなものもあるかもしれない。あるいは七、八年からなればいかに、十年からなればいかに、そういうものは実際の運用上、そういう果樹の種類に応じてきめていかねばいかにぬだらうというふうなことを考へておられます。

○中田吉雄君 じゃあ一体、これは従来貸付対象にならなかつたのですか。

私が聞いてるところでは、やはり農林中金との関係等もあつて、やはり長期的な性格が問題で、対象にならなかつたように承つてゐるのですが、その関係はどうなんですか。これまでにしなかつたものが今度対象になつたか。

○政府委員(坂村吉正君) 従来、果樹園芸につきましては、どちらかと申しますと個人的な企業のものが多いのでございまして、そういったもので、自分の金で、あるいは蓄積で果樹の造成をするとか、あるいは銀行から借りてやるとか、いろいろそういうふうなことで、どちらかと申しますれば国のめんどろが非常に生産面まで届いていゝなかつた、こういうような感じがするのでございまして、そういうふうなことからいまして公庫の融資の対象にも具体的には入つていなかったというふうなことでございまして、しかし、今言いますように、最近におきまして、とにかく農民の所得の増加、こういう点に重点を指向いたしました、いろいろ農業の施策をやつていきます場合に、果樹の部門が非常に大きなウェイトを持つて参りまして、こういうふうなものも共同化

等の組織を通じましてできるだけ積極的に推進したい。こういうふうなことで積極的に取り上げて参りましたわけでございます。

○中田吉雄君 そうしますと、借り受ける対象が主として個人的な性格で、協同組合というふうな性格に合わないだことが主なんですか。私は農林中金との競合といひますか、そういうふうなことでいふ承つておるのですか。

○政府委員(坂村吉正君) どうもどういふ理由で今まで取り上げられなかつたか、それから果樹に対してどうも金融がどういふ理由でうまくいかなかつたかという問題につきまして、もう少し、これは今までのことでございまして、今までの理由で公庫で取り上げていかなかつたかという問題につきましては、一つ調べてお答えを申し上げます。先ほど申し上げましたような事情でございます。

○中田吉雄君 私は果樹園を对象にして貸し付けられるような改正には賛成しておるのです。それと関連して具体的にいろいろ申し上げねばならぬと思ふのですが、そういう意味で、もうすでに特別会計からやつた当時からすると九年もたつて、だいたいやはり再検討を要する必要があるのじゃないか。特に私は中期の資金に対しても一つその解釈の問題ですが、やはり必要があるのじゃないか。この法律には「長期且つ低利」ということになって、そういう意味では私は実はもっと拡大していくべきではないかという問題から質問をしておるわけなんです、實際は。

○政府委員(坂村吉正君) 農林漁業金

融公庫の貸付対象も、御承知のように発行いたしましたから数年以上たちまして、その間に、あるいは災害のつどであるとか、あるいは何かの機会にいろいろこれが改正されたこともございまして、そういうふうな意味から申し上げますと、この貸付対象の全体の姿がはたしてこのままでずっと永久に持つていつていいかどうかという問題につきましては、十分これは検討してもいいような段階に來ておるのではないかと、あるいは何かにございまして、あるいは項目によつてある程度の矛盾を持つておるというふうなものもございません。今後、一つ實際の運用上の実績等も見まして十分検討していく必要があるのではないかと、今に私たちが考へております。

○中田吉雄君 私この問題、公庫法の貸付規程なんかも持つてきて、具体的に次の機会に少し長期、中期といひますか、そういう問題について御質問したいと思ひます。私はもつと、農林中金との関係もありましようが、やはりもつと弾力性のある態度を持つてもらつた方がいいのじゃないかという考えを持つておるものでありますから、果樹園の貸付というものは、こういうふうな角度から貸付規程を持つてきて具体的なことをいろいろ矛盾があるのか、この次の機会に質問をしたいと思ひます。

それからこれは何ですが、これにからんで造林資金を一体経済局長は、あるいは金融課長は、つんばさじきにおつて、ついに上の方の高等政策で公有林野の造林資金を、どうしてああいうことについては、ほんとに公有林野を

植林するにはどっちがいいかというふうな、基本的な態度で、大臣に意見を申し上げることは職務に忠実なゆえんであらうと思ふのですが、全く渡部事務次官と福田大臣と石原長官、小林自治庁の事務次官との間に隠密裏に進んでいったというのですが、どうなんですか。

○政府委員(坂村吉正君) 公有林造林の問題は、自治庁との関係につきましても三十四年度におきましてもいろいろまあ両方で調整をとりまして実行して参つたわけでございますが、實際問題といひましては、自治庁におきまして起債の許可をするというふうな仕事の関係もございまして、そういう点が両方ともうまく調和がとれて、そうして実行されるという感じが、公有林造林を進めるゆえんであらうというふうな考へるのでございまして、そういう点を、いろいろの方法があるうと思ひますし、いろいろの実行方法については意見もあらうと思ふのでございまして、一応とにかくあつた方法で、別に農林漁業金融公庫に金をつけて、そして公営企業金融公庫の方に事業を委託をいたしました、そして実行していくというふうなことで一つやつてみまして、そして實際の運用上どういふ線に問題があるか、どういふ線に不便があるかという点を見てみたいというふうな思つております。

○中田吉雄君 この問題はこれ以上申し上げませんが、しかし、住宅金融公庫なんかは公営住宅——市町村でやつたり、県営住宅が建つたりしておるの、やはり起債のワタというふうなことで、自治庁がやつておるような、他

の水道の起債、あるいは交通、バス、小水力発電というふうな総合計画からいへば、これなんかはやはり公営企業金融公庫に、一まとめにしなければならぬので、そつちはやつていないのですよ。その辺どうも少し私はふに落ちないので、特に専門家も少ないし、なかなか支障があるのじゃないかと私は實際危惧するわけなんです。全林野の五割も公有林があつて、最も粗放で、最も立木も少なく、森林資源も十分開発しなければならぬ大きな分野で、はたして私は自治庁所管の立場でやり得るだらうかというのを危惧するものですから、やつてみて結果を見るといふことですから、一つ割目をしてみたいと思ひます。

○東隆君 今の問題ですが、あれは公庫を通して出すということによつて分収造林ですか、分収造林の方、これはできておるのですが、これをやる場合に、結局土地を出した者と、それから造林業者と、それから何でか、三者でもつて分けるようになっておる。それが結局造林をやつた者が一つも後になつて分けるのをもらえないようになつておるのです、分収造林の形で、そこで、公有林の造林をする場合に、造林業者である森林組合がかりに公庫から金を借りることによつて、今度将来における分ける前を十分にもらへることになるんです。ところが、何ですか、自治体の方に移りますと、それができなくなるわけですね。それであのときに初めて公庫を通して出るといふことで私は納得をしたんですが、ところが、その道がふさがれてしまつたわけですね。だから、分収造林によるところの利益は、その資金を出した者

の方にいつてしまうわけです。造林者には一つも利益がいかない。単なる労働者になるわけです。そういう形ができるので、その補正のために、この前公庫を通して資金を流す。こういうことになっておたわけです。だから、これは相当問題があると思うんですがね。資金を流す者は、結局どういうことになるかというところ、パルプ業者なんかは流すことになるんです。そこで成長の間に、それを分けるときに資金を出した者の方にいつてしまうわけです。だから、造林業者をやるその地域の森林組合なんかは一つも利益を得ない、こういうことになるわけです。だから、公有林を開発するのには、その地域の森林組合などが公庫から金を借りて、そしてやれば造林業者の方に分け前がくるわけです。だから、そういう道を開いた、こういつて私は説明されておったものをとんぴに油あげをさらわれたように、持っていかれたわけです。その問題、私問題があると思ひます。

○政府委員(坂村吉正君) 非常にただいまの御質問は専門的なことで、私もちよつとわかりかねますが、ただちよつと考へてみます。森林組合等が金を借りまして、そして市町村と契約をやつて、部分林契約をやつて植えるという場合に、当然金も貸せまじし、そういう方法もあるんじゃないかというふうには私は考へておりますが、その問題はよく専門家の方に調へましてお答え申し上げたいと思ひます。

○北村暢君 私は資料を要求しておきたいと思ひますが、やはり問題になっているのは、各委員から出ているように、制度金融と、それから制度金融の混淆している問題からいつて、この際公庫の金融と中金、それから市中銀行との比較をしてみたいと思ひます。そのわかるような資料を一つ出していただきたいと思ひますが、このいまだいてる関係資料の中の十四ページのところ、公庫の貸付金の種類の利率の最高について表が出ています。これが、これは最高でありますから、最低の区分したやつを一つ知らしていただきたい。最高だけになっていきますから……。それを一つ知らしていただきたいこと、それから今度の改正の中で一点だけ質問しておきたいのは、この郵便の振替貯金ですか、これをやるというところ、なっているように思ひますが、これの手数料はだれが負担するか、私達が負担するのかというところ、それと同時に、先ほど来出ているように、公庫の出張所が六カ所あります。これとの関係からいつて、公庫発足以来の資金のコストについてわかる資料を出していただきたい。これできるとしようかね。

○政府委員(坂村吉正君) はい、できまじす。

○北村暢君 それからもう一つ、これは質問ですが、いただいた資料によりまして、出資金と借入金のパーセンテージが出ておりますが、出資金の方がだんだん少なくなつてきているのですね。この問題に対して、パーセンテージがだんだん下がつてきているのですが、それと資金運用部からの借入金の利率、その他幾種類かありますが、これらについての利率について調査をしていただきたいと思ひます。それを一つできまじたらば資料をお願いしたいのですが、今出資金と借入金の関係からいつて、率の下がつていっているというところについては、返済金等も出てきておるわけですが、その関係で、出資金が率の下がつても、公庫の資金コストに影響のないようになつていっているのかどうなのか、その実情を一つ知らしていただきたいと思ひます。

それから資金運用部からの借入金というところをやらなないで、これは私は農林中金の金を借りて、そして利子補給をしたらいんじゃないかと思ひます。それでなくても中金の金は系統外へ流れるというので問題が起つておるわけですから、中金の金を公庫が借りて、それに利子補給をするという方法は考えられないものかどうか。資金運用部から借りた場合とそれからその利子補給をする場合とどつちが財政負担としてよけいかかるのかどうなのか、この点を一比較してわかるようにしていただきたい。このように思ひますが、今申し上つたうちで二、三質問したい点があります。その点について、今おわかりの点は御答弁願つて、わかんなければ一つ資料を出していただきたい、こういうふうにしていただきたいと思ひます。

○政府委員(坂村吉正君) ただいまの北村委員の御質問、資料要求の中では今お答え申し上げられますものにつぎましてはお答え申し上げます。あと御要求の資料によつてお答えしたいと思ひます。初めに郵便振替貯金で払い込みます場合の手数料でございますが、これは一般の場合には、金額によつていろいろ違ふのでございまして、公金並みの扱いをするというように今度の場合考へていききたいと思ひます。これは金額の多少にかかわらず、一律に一件十五円というふうな考え方でございまして、特にその他の公庫等で扱つております場合にもそういう例で扱つておるのでございまして、そういうふうな扱いにしたらどうかというふうに考へておりますのでございまして。

それからもう一つは、農林漁業金融公庫の資金の構成でございますが、これは三十五年度におきましては七十億の出資をいたしたのでございまして、七億の出資をいまだしたのでございまして、それが、それにもかかわらず借入金には非常に大きいのでございまして、借入金と出資金とのバランスはだんだん逆になつて参るというふうな状況でございまして。資金運用部からの借入金金利は六分五厘でございます。農林漁業金融公庫の運用利回りを見ますと、大体五分五厘ないし四厘というふうな状況でございまして、といひます。これは、御承知のように、非常に低利の金を貸しているというふうな状況でございまして、五分五厘ないし四分四厘というふうな程度でございまして、そういう面からいいますと、借入金の金利が六分五厘でございまして、だんだん農林漁業金融公庫の内容は非常に窮屈になつて参るというふうな状況でございまして。で、従ひましてこういう点につきましては、三十五年度の問題といたしましては、それほど大きな問題でもございませぬけれども、いづれにいたしましても将来におきましてこの問題をもちつとつきりや片づけなければいかぬというふうな問題があるののでございまして。三十五年度の予算要求の場合におきまして、一つ資金の貸し付けワタを増大するというのと同時に、農林公庫の採算の内容を悪化させ

ないというふうなことののために、農林中金の金を公庫に持つて参りまして、それで国でもつてこれに対して利子補給をやつたらどうかというふうな考へ方を、一応私たちが考へてみたのでございまして、大蔵省ともいろいろ話し合ひをいたしたのでございまして、これにつきましてはいろいろの金融と農林漁業金融公庫と、それから農林協同組合系統金融というふうなもの、そういう大きな柱でもつてどういふ工合に将来根本的につきりさしていつたらいのかという工合に持つていつたらいのかという工合に持つていつたらいのか、そういう点もこれは同時に考へて、そして公庫の今後の資金源、それから協同組合の系統金融をどういふ格好で持つていくか、それから系統金融の内部におきまして、金利の低下とか、あるいはその他の問題がいろいろあります。わけでございますので、そういう点も十分に根本的に検討しなければいかぬじゃないかというふうな、そういう結論になりまして、一応本年度はそういう措置をとらないで、資金運用部その他からの借り入れでまかなうというふうな状況に相なつていまして、ございまして。従ひまして今後農林金融問題を考えていきます場合には、どういたしまして系統内部におきまして、相当剰余金があるののでございまして、これをいかに有効に農村に還元していくかという問題を中心にして、それに農林漁業金融公庫の長期低利の融資も合わせまして、根本的に検討していかなければならぬというふうに考へております。わけでございます。

第五五二号
昭和三十五年二月十
八日受理

新日本国民厚生特別公社設立のため国有林野関係土地等の無償払下げに関する請願

請願者 兵庫県洲本市外通町七丁目興国研究会内 南垣外八十七名

紹介議員 竹中 恒夫君

憲法第二十五条の最低生活保障の一部裏付けとなるように、国有財産中国有林野関係の土地及び立木竹を主な対象として全国民に対し、無償譲渡して出資権利者とし、新日本国民厚生特別公社（仮称）を設立し、全国民の生活安定と思想の健全化への新拠点とせられたいとの請願。

第五五三号 昭和三十五年二月十八日受理

茶業振興のための立法化に関する請願（三通）

請願者 愛知県新城市平井字中田六ノ一八茶業協会

内 今泉伝外二名

紹介議員 青柳 秀夫君

現在のわが国の茶業界は、幾多の問題について国家的見地からの根本的対策と早急なる解決を必要としている状況にあるから、一日も早く日本茶業の振興を目的とする法律を制定し、かつ、この法律の内容として、（一）農林大臣による茶業都道府県の指定、（二）農林大臣及び茶業都道府県知事は茶業振興基本計画を樹立し農林大臣はこれを知事に通知し知事は農林大臣の承認を受けることとすること、（三）茶業都道府県に茶業会議所を設置し中央には中央茶業会議所を設置すること、（四）茶業振興基本計画を実施するための必要な予算を計上しまたは資金融通措置を講

ずること、等をもりこむよう善処せられたいとの請願。

第五五六号 昭和三十五年二月十八日受理

茶業振興のための立法化に関する請願（三通）

請願者 熊本県鹿本郡鹿北村長 中川正男外二名

紹介議員 櫻井 三郎君

この請願の趣旨は、第五五三号と同じである。

昭和三十五年三月四日印刷

昭和三十五年三月五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局